

ロシア国立海軍文書館所蔵一八六〇〜六一年長崎関係史料について

宮 地 正 人

はじめに

報告者は、一九九九年七月中旬から三週間ほど、サンクト・ペテルブルグにあるロシア国立海軍文書館を訪問し、『幕末外国関係文書』編纂の必要上、一八六一（文久元）年に発生した対馬事件関係の史料調査を行った。この折、長崎に関する若干の諸史料（日本文史料を含む）を見ることが出来たので、本日はこの点に絞って話を進めてみたい。対象となる文書（以下フォンドという）は、第二四〇番フォンドで、フォンド名は「リハチヨフ海軍少将指揮下中国艦隊文書 一八六〇年一月二日〜一八六一年一〇月八日」となっている。本フォンド目録巻頭の解題によれば、リハチヨフはロシア暦一八六一年一〇月、任務を遂行してクロンシュタットに帰港した直後、彼の航海時の公文書を海軍省に引渡し、それは翌六二年には海軍省文書館に移管・整理された、とある。特定の使命を帯びて臨時に編成された艦隊が蓄積した公文書の一纏りである。全体量がそれほど多くないので、複数分類（大量の場合は、オーピシ1、オーピシ2、という形で内容・時代別に一つのオーピシに纏められる）はなされず、全体は四九ファイル（ファイルをロシア語でデューロとよんでいる。一ファイルは一冊である）を以て構成されている。この内、長崎関係の史料が見られるのは、第三ファイル（題名は「一八六〇年外

国諸港におけるロシア領事との往復書翰）及び第三〇ファイル（題名は「長崎奉行との往復書翰 一八六一年一月二日〜九月二〇日」）の二つのファイルにおいてである。

一 ビリレフ関係史料

ビリレフは中国艦隊中のポサドニク号艦長であり、クロンシュタットから中国海域に赴き、万延元年五月一〇日（一八六〇年六月二八日）以下地の文では、特に断わらない限り、ロシア暦ではなく西暦を示す）に上海に到着する。しかしポサドニク号の蒸気機関が故障したため、艦隊より離脱、来崎し、蘭人ハルデスが統轄する長崎の製鉄所に修理を依頼する⁽¹⁾。製鉄所の仕事はビリレフの目には、「ハルデス以外のヨーロッパ人は大酒をくらっていて、総ての仕事を日本人に任せてしまっている⁽²⁾」ように映っている。敏腕家のビリレフは、この修理待ちの長崎滞在期間を利用し、稲佐の地に中国艦隊のため、病院その他の施設を設け、万延元年五月二八日（一八六〇年七月一六日）から病院患者の統計をとり始めている。ロシア暦八月一ヶ月の悟真寺病院統計では、七月末の患者数二七名、八月中の入院者数八六名、八月中の退院者数五五名、八月中の死亡者数一名、八月末の患者数五七名となっている⁽³⁾。

ビリレフは、悟真寺を借りることを皮切りに、光明庵を借り、小規模

な「海軍工廠」を建設し、乾パン工場を設け、そして士官のための休憩所をつくりあげた。⁽⁴⁾このような中で、万延元年七月一日には、岡部長崎奉行がポサドニク号を訪問し、歓待をうけて五時間半も同艦にとどまったりもしている。⁽⁵⁾そして、万延元年一〇月三日、蒸気機関の修理が終了した同艦は渤海湾に向けて長崎を出航する。

この間、岡部長崎奉行は四回、ビリレフに書翰を送っている。最初のものは七月七日付の、日本人海難者救助行為への感謝状である。⁽⁶⁾

去月九日夜暴風雨之節、小船之内ニ而及困難候者二人、貴国士官セルコフ之差図ニ依而、水夫兩人暴風雨を侵して救揚、厚く被加介抱、何れも一命を全せし段、忝存候、セルコフ及び水夫兩人可然賞与被致度存候、謹言

万延元年七月七日

びりれふ君

岡部駿河守(花押)

(露・蘭訳文あり)

続く三通は、⁽⁷⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾いずれもロシア側の土地・家屋借用要求への回答である。ロシア側の不断の要求の度合が如実に我々に伝わってくる。

稲佐崎屯所地内ニ有之候百姓福松之家借受被申度、非常之節は早速立去、且同所と百姓家之堺江堀取立居候、差支無之旨、為応接罷越候もの江被申聞候趣は有之候得共、右家は即屯所之地内にて、貴国人江貸渡候而は外之響ニも相成、何分差支候間、及断候、外百姓家・寺院等之内ニ而故障無之場所所有之候ハ、貸渡候様存候、謹言

万延元年七月廿一日

びりれふ君

岡部駿河守(花押)

(蘭・露訳文あり)

被申立候家屋は備場地内ニ付、一切難貸渡、同所隣地江取建相成候民家被借受候儀は、相对次第差支無之候間、此段申進候、謹言

万延元年八月十七日

びりれふ君

岡部駿河守(花押)

(蘭・露訳文あり)

貴国軍艦修復中上陸場ニ被借受度趣被申聞候、家屋は非常之節備場内ニ付、何分任望兼候間、乍氣之毒及断候、就而は、同所隣地江取建相成候民家者、申立之場所と眺望も同様ニ候間、相对次第被借受候儀差支無之様、其筋江申付候、謹言

万延元年十月二日

びりれふ君

岡部駿河守(花押)

(露訳文のみあり)

このように数ヶ月間、ビリレフは長崎奉行所の諸役人と深い交渉をつけていたのであり、翌年の事件発生後は、彼等諸役人は、前年の不断でねばり強いビリレフの態度を想起したに相違無い。彼等にとってビリレフは、すでに既知のロシア海軍軍人だったのである。

二 リハチョフ関係史料

一八六〇年の清国対英仏連合軍の戦争に対するロシアの基本的姿勢は、駐清公使イグナチョフが両者間に仲介の労を取り、その見返りに清国からアイゲン条約の再確認とウスリー河岸の割譲をかちとることにあつた。そのためリハチョフ中国艦隊は渤海湾に集結し、特定の期間イグナチョフを同艦隊に迎え入れ、仲介の好機到来と判断した時に、公使を北京に安全に送り届ける使命を帯びていたのである。旗艦スベトラナ号に迎え入れたロシア暦六月二日から二九日の間、リハチョフは彼と共に長崎に来航しているが、本格的な来航は、イグナチョフが北京に出発した後となるのは、事の当然であろう。即ち、万延元年九月二四日、上海より長崎に到着、一〇月二日には長崎から沿海地方に向い、その後箱館

に寄港、領事ゴシケヴィツチを乗船させて、一月五日に長崎に入港、同月九日、上海に赴き、中国艦隊の一部をそこでロシアに帰国させるとともに、本国よりの郵便物を入手した上で、二月二九日に長崎に戻ってきている。その後は相当長期間長崎に滞在し、文久元年二月二日、通訳として志賀浦太郎を伴いつつ、瀬戸内海を経由して江戸に向い、横浜でゴシケヴィツチと面会するのである。この間リハチョフは岡部長崎奉行より八通におよぶ書翰を送られている。

但し、書翰を理解するためには、リハチョフの日記と対照してみなければならぬ¹⁰⁾。以下彼の日記を和暦に換算した上で、要約してみることとする。

万延元年九月三〇日

長崎奉行所の次官が、長崎防衛のための砲台建設の件で頼みに来る。

「お手伝いしましょう。しかし今は時間がない。表面的にやってもだめで、場所と図面を調べなければならない。戻ってきてからやりましょう。」

文久元年一月二日

ゴシケヴィツチは長崎奉行に、①瀬戸内海の港に寄港すること、②志賀浦太郎を箱館に教育のために連れていくこと、③二名の若いロシア語通詞に士分の身分を与えること、の三点を要請する。

文久元年一月三日

午後、奉行は①と③に関しては認めると回答してきた。

文久元年一月〇日

長崎奉行所役人が来て、九月三〇日付の件を持ち出し、実際に見分してくれと頼んできた。そして長崎港のスケッチと砲台予定図を置いていった。

文久元年一月一七日

午前一〇時より午後四時まで、中台信太郎同伴で詳細に台場を点検、意見を述べる。

文久元年一月一九日

田中廉太郎にリハチョフの要求を伝える。①江戸に瀬戸内海を経由して赴くので、必要品を各港で購入することを文書で許可すること、②船津における海軍施設と家屋をロシアに保障すること、③若い通詞に士分の身分を与えること。田中は三日後に満足のいく約束を与えることと保障した。

文久元年一月二〇日

奉行が来訪して会食した。奉行から、シーボルトをロシア艦で江戸に送ってくれと依頼される。

文久元年一月二二日

中台が会いたいと言って来たが、田中に伝えた私の要求に奉行が回答しない限り会わないと返事する。

文久元年一月二四日

奉行から手紙が送られて来たが、不満足な内容だったので、我々の通詞が拙劣に翻訳した、との口実で差戻し、オランダ語を伴った手紙がほしいと告げた。

文久元年一月二五日

夕方、奉行からのオランダ語訳の手紙が届いた。土地については曖昧なもので、昇進に関しては拒否、その内に昇進させる、とのものだ。

文久元年一月二六日

プーシキンを奉行の許に派遣して次の事項を確認させた。①再度艦隊が寄港する場合に備えて、誰にも家屋と土地を引き渡さないこと、②瀬戸内海航海時、石炭を入手するための書類交付、③志賀浦太郎を正式に、しかも無条件でつれていっていいとの許可書の交付。

文久元年一月二八日
奉行からの手紙が届いた。とても満足のいく内容のものである。

文久元年一月二九日
田中が肥前の重臣と来訪した。砲台に関し二時間会談した。奉行は正式に施条砲の送附を求めた。

右のような事の経緯を念頭に置く⁽¹⁷⁾と、以下の八通の書翰のもっている意味が、より鮮明となるだろう⁽¹⁸⁾。

為用弁兼而遣置候志賀浦太郎、当分箱館表江被召連度趣被申越候書面致披閱候、右は最新コンシユル被申越候ニは、同人語学修業之為メ召連度趣ニ付、左候而ハ同人勤も有之、右様之次第ニ而は不都合ニ付及断候得共、此度被申越候通、用弁差支候上は無余義事ニも有之候間、承届候、尤外国江連渡候儀は決而不被致、二、三ヶ月も相立候ハ、被差届候証書被差越候様致度、此段及挨拶候、謹言

万延二年正月十四日

岡部駿河守(花押)

いわん・りはちゑふ君

(露訳文のみあり)

魯西亜語学修業いたし候栄之助・儀・三郎は、貴国士官之向より語学教授被致候ニ付、通弁追々上達、用弁ニも相成候間、猶此上出精次第取立方も可致と忝存候、此段礼謝申述候、謹言

万延二年正月廿四日

岡部駿河守(花押)

いわん・りはちゑふ君

(蘭訳文のみあり)

平戸小屋休息所悟真寺光明庵并船津江新ニ取建候民家、貴国人ニ限貸渡可申趣、兼而取極置候様ニは相成兼候得共、貴国軍艦不時渡来・修復等被差加候内、貸渡方之儀は寺僧借主等ニおゐても差支無之旨申立候ニ付、渡来之節ニ至被申聞候ハ、是迄之振合を以何れとも差支は為

致申間敷候、此段申進候、謹言

万延二年正月廿四日

岡部駿河守(花押)

いわん・りはちゑふ君

此度其許箱館表江被連参候ニ付、為用弁兼而遣置居庄屋見習志賀浦太郎義、同所迄召連候ニ付而は、被申越候証書之趣も有之候間、承届、右之趣其筋江申渡候、此段再答旁申進候、謹言

万延二年正月廿六日

岡部駿河守(花押)

いわん・りはちゑふ君

(露訳文のみあり)

貴国蒸気軍艦オビリツニチ、此度長崎より神奈川表江被相越候ニ付、航海中自然必用之品遣切差支候節は無余儀場合ニ候間、其処有合之分被買請候とも不苦事ニ候、此段申進候、謹言

万延二酉年
正月廿七日

岡部駿河守(花押)

いわん・りはちゑふ君

(蘭・露訳文あり)

昨廿六日^{六十一年二月廿三日}附之書面致披閱候、貴国軍艦当港江修復之ため近々着港之筈ニ付、是迄上陸止宿被致候悟真寺光明庵外ニケ所共其節尚又被借受度段被申越候ニ付、其筋相札候処、寺僧・家主共差支無之趣ニ候間、被申越候通り右船修復中貸渡候様取許可申候、此段及挨拶候、謹言

万延二年

正月廿七日

岡部駿河守(花押)

いわん・りはちゑふ君

(蘭・露訳文あり)

此程支配向より遂談判候節、被及咄候長間玉利有之大炮并同断玉形絵図借用致し度、且新規發明之着発弾製作等之儀も、不苦候ハ、示二預

り度、此段所願候、謹言

万延二年
正月廿九日

いわん・りはちゑふ君

岡部駿河守(花押)

(蘭・露訳文あり)

昨廿九日支配向より談判を遂候、近来発明之遠町打新砲式、三種先づ試二相求申度候間、此地江差送り方之義可然被計呉候様いたし度、此段所願候、謹言

万延二酉年
二月朔日

いわん・りはちゑふ君

岡部駿河守(花押)

(露訳文のみあり)

日記と奉行書翰から、経緯は次のようになるうか。志賀をつれていきたいとのゴシケヴィツチの要請を、奉行は語学教育のためなので不可と回答、その後、「用弁」に差支えるとのリハチヨフの再要請に対し、外国に連れていかず、二三月後に長崎に戻すとの証書があれば許可すると対応し、恐らく、その証書を提出させた上で、志賀の同伴を許可する(1/26)。

ロシア語通訳の栄之助・儀三郎の士分化要請に対しては、幕府的身分制度の根幹にかかわる問題でもあり、「猶比上出精次第取立方も可致」(1/24)との態度を一貫して崩していない。リハチヨフはこの回答に不満なのだが、これ以上の要請はおこなわなかった。

オブリニチ号の瀬戸内海を経由しての江戸行きに関する物品購入許可状は、ゴシケヴィツチの時から要請していたにも拘らず、一月二七日付でようやく発行されている。これは、リハチヨフの出發が真近に迫ったことで、ロシア側がせかしたのだから、通訳志賀浦太郎同伴が前日に許されたことも連動しているだろう。志賀は早速下関での石炭購入時に通訳としての活動を開始するのである。

ロシアが建設していた諸施設の専占権に関しては、ヨーロッパ人らしく、一月二四日付の書翰の如きものでは、全く納得されていない。はっきりと彼等の理解出来る一月二七日付書翰の再発行を長崎奉行所として強いられることになる。

但し、この種の問題では、長崎奉行所も「防御」のみの姿勢を執っていただけではない。日本語史料では判然としないが、リハチヨフ日記では、はっきりと「施条砲」と明記されている最先端兵器を、着発弾とともに、イギリスやフランスではなく、ロシアを介して入手しようとする積極的態度を、長崎奉行所はこの時執っていたのである。第二次アヘン戦争の帰趨という国際政治の動向とそこでのロシアの役割りを、長崎奉行所レヴェルでどう判断し、その判断のリーダーは誰だったのかは、関心がひかれるテーマである。

更に、長崎防備体制のチェックをロシア海軍に依頼していることにも注目すべきであろう。ここには長崎奉行所のみならず、長崎警備の軍役を負う佐賀・福岡両大藩の利害がかかわっている。そして、このような種々のチェックを経過して確立された長崎の防備体制は、一八六三〜六四年の奉勅攘夷・横浜鎖港期においては、日本側が本気になれば、長崎は横浜以上に外国人にとつて留まることが出来ない、と外国軍人に判断されるほどになっていた。¹⁹⁾

三 リハチヨフ宛オイレンプルグ書翰

長崎にはこの時期は既に、小さいながらもヨーロッパ人の国際社会が形成されていた。そして狭いながらも、いや狭いが故に、活発な公的私的情報を相互に交換する中で、この得体の知れない東洋人社会に対し、共同歩調のとれる処は可能な限り取りあおうとしていたのである。

リハチヨフにとつての正式な公的関係でこの時期最大なものは、プロ

イセン対日全権公使オイレンブルグとの係りであった。李日条約を、待機と根気競べの末、一八六一年一月二十四日によく締結することに成功した彼は、一月三十一日横浜を起航、二月十七日(暴風雨のため大幅に遅れている)に長崎に入航、同月二十四日に上海に向け出崎している。当時、プロイセンはロシアの友好国であり、中国に向うことを知ったリハチヨフとしては、オイレンブルグに便宜供与をしなければならぬ立場に置かれていた。彼の「日記」中二月二〇日条には、「我々の全艦隊を貴下のもとで自由に使用するようにとの、世辞的書紙(日付は二月一日付)をオイレンブルグに書いた」とあり、そして二月二三日十一時半にはオイレンブルグのもとを訪問している(それ以前は病気を理由にして会いに行っていない)。当日の日記には、「彼は社交人で、愚かな人物ではない。私は日本に関する彼の意見を糺した。彼は直ちに横浜の外国人を防衛すべく艦船を江戸に派遣すべきだと助言した。政府は非常に脆弱で、水戸の家臣に対する対策を講じるのをこわがっている。斉昭が死んだ後、現在の水戸侯は斉昭派の家臣を解職した。政府への主要な反対派は諸侯であり、彼等の狙いは、政権の変革、大君政権の廃絶、そしてミカド政権の復活だ、と彼は述べた」とある。そして、この場において、両者は、白河から天津迄、ロシア艦船の内一艘を提供することで合意をみている。

文書館史料には、この二月二三日付で、「一九日付貴下の書翰での申し出を、感謝をこめて受けいれる」旨のオイレンブルグ書翰(仏文)が保管されており、恐らく、当日の両者の会見での合意を踏まえ、公式文書としてオイレンブルグがリハチヨフ宛に送ったものと思われる。

なお、文書館史料には、一八六一四月二二日付上海発の「四月二二日付手紙を受けとった。ラズボイニク号を使用させるとの貴下の提案を感謝を以て受諾する」旨のオイレンブルグ書翰(仏文)も存在するが、こ

の時は、リハチヨフも上海に来航していた時期に当り、上海での文通の際のものである。

四 リハチヨフ宛長崎外交団書翰

前述のオイレンブルグの話にもある如く、この時期は、万延元年二月五日のヒュースケン暗殺、その直後の英仏蘭三国外交団の横浜への引揚げといった、外交上の大混雑の時に当っており、リハチヨフももろにこの異常事態にまきこまれていた。彼の「日記」中、一八六一年二月二日(文久元年一月二三日)の条には「ウォルシュ(米国長崎領事)の書付を受けとった。江戸で新たな虐殺が発生した。水戸派の人間が某国の軍艦に乗り込み、抜刃して全員に襲いかかり、七・八人を殺害し、二人を傷つけて逃亡した。情報は信頼出来るものだ」と記述されている。その記述から二日後の二月二十四日、リハチヨフはウォルシュの次のような書翰(英文)を受けとった。大意を左に紹介する。

昨夜江戸からこのニュースを受けとった。外国船での殺害事件の勃発と矛盾するこのニュースを貴下に告げることが出来、大変うれしい。このニュースは本月一五日のものだが、江戸と神奈川の外国人は全く平穏との話だ。しかし、日本人の間では大騒動がづづいており、リヴォリーションが毎日のように予期されていることは事実だ。情報提供者は出島のボンベ博士で、今回の二件は共に彼の日本人生徒の一人から情報を得ている。この日本人情報は、これ以前については極めて信頼性の高いものだった。今回のそれが誤報だったことは、多分、江戸の人々の昂奮状況に、その原因が求められるべきだろう。(中略)私の情報提供者が誰なのかは、口外しないのでいただきたい。というのは、この不安定な状況におかれた国に関する情報を入手する機会から隔てられるよりは、一回の過誤は大目に見

做されるべきだからだ。

ここで言及されているポンペへの情報をもたらした日本人生徒は、あの松本良順である。オイレンブルグは、彼の日記の二月二一日の条に、ポンペとオランダ領事メットマンが招待した茂木への楽しいピクニックを記述した中で、宴会の途中、「ドルクル・ポンペは私を傍らに連れて行って、日本の医師の松本が、商人に変装した水戸侯の武士等が江戸湾に碇泊中の欧羅巴の一軍艦を襲撃して、乗組員の十人人を殺し、二十人以上に重傷を負はせたといふ報道が江戸から来たといふことを私に話して聞かせた」とある如くである。幕府―長崎奉行所の情報ルートとは別個に、ポンペの許に医学勉学に集っていた若い優秀な蘭法医達が、長崎ではあと一つの主要な情報になっていたことについては、我々が留意して然るべき事項の一つであろう。

なお、リハチヨフは、イギリス領事モリソンよりも同日付の同一の趣旨を伝える簡略な書翰(英文)⁽²⁴⁾を送られている。外国人居留地社会の雰囲気は、以上のことから窺うことが出来るのである。

五 シーボルトとリハチヨフ

一八五九年から六三年に再来日したシーボルトも、この間の日本のヨーロッパの間で、種々の仲介を試みた人物であり、リハチヨフとも深い関係を有していた。保田孝一編著『文久元年の対露外交とシーボルト』(岡山大学吉備洋学資料研究会発行、一九九五年三月刊)は、この当時の日露関係を研究する上での必読文献であるが、この中で保田氏は、ロシア国立海軍文書館所蔵第一六番フォンド(「リハチヨフ文書」)の第一オービシ第二九七ファイイル(「シーボルトのリハチヨフへの手紙 一八六一年六月九月」)の原文紹介と翻訳を他の協力者とともにこなっている。報告者は、冒頭に挙げた史料の中に、このシーボルト書翰とつな

がる四通のシーボルト書翰(共に仏文)があるのに気がついたので、保田氏の労作への補足として、ここに紹介してみたい。

第一書翰⁽²⁵⁾は、一八五九年九月四日付東シベリア総督ムラヴィヨフ宛書翰である。ムラヴィヨフは、この年の八月一七日より九月五日迄江戸に來航し、国境交渉をおこなっていたので、このニュースを聞いたシーボルトが執筆したと思われる。本書翰は写であり、本紙をなんらかの手段でムラヴィヨフに送ったシーボルトが自分の立場を明白にするため、控をリハチヨフに示したのか。シーボルトは、以前ロシアでムラヴィヨフと面会、既知の間柄であった。ここでは、「一ヶ月前に日本に來た。仕事はオランダ貿易会社にかかわっている。ジャワとアムール・東シベリア地域との通商を行いたい」との提案である。

第二書翰⁽²⁶⁾は、一八六〇年三月二日付東シベリア総督ムラヴィヨフ宛書翰で、これも写であり、第一書翰と同様のことも考えられる。この書翰では、シーボルトはサハリンのロシアへの併合を勧め、「東シベリアとアムール地域にジャワの商品を供給したい。そのため東シベリア総督府とオランダ貿易会社との関係を確立したい。このために、ロシア長崎副領事にボードウイン(オランダ副領事兼オランダ貿易会社総支配人)を任命してほしい。そうすれば、來日するロシア人とロシア船に物資を供給出来る」と述べている。

第三書翰⁽²⁷⁾は、一八六〇年一月三日付リハチヨフ宛書翰であって、「息子のアレキサンダーを日本語のわかる士官候補生として採用してもらいたい。しかしあと数年は日本で修業しないと、息子は日本語と日本文化に通曉しないだろう」という息子の就職依頼である。リハチヨフは彼の「日記」の一八六〇年一月六日、即ち上海から長崎に到着した万延元年九月二四日に、シーボルトと会ったことを記述し、「シーボルトは大変興味深い人間だが、骨の髄迄徹底的なドイツ人だ」といつている。

この書き方からすると、この日が初対面だと思われる。一月一日にも会っており、「日記」では、シーボルトはリハチヨフに対し、「日本人は二十万の兵士を集めることが出来る。自分は日本の総人口を二千八百万人と見積っている。ロシア人とオランダ人は、日本人を、あらゆる技芸についても教育しなければならぬ。オランダ東印度会社⁽²⁷⁾にとって、ロシアと交易を開かねばならない。会社の当地の代理人をロシア領事に推薦したい」と語っている。前述の第三書翰の日付当日にもリハチヨフはシーボルト及びボードウィンと会っており、「日記」では、「シーボルトは、ボードウインをロシアの副領事に任命する件をむしかえした。私はほどよく返事をした。シーボルトから様々な同人の著作と息子についての懇請を受けた。彼を指揮者とする学術的水路調査探検隊組織の件が話しあわれた」とある。

第四書翰⁽²⁸⁾は、一八六一年九月二十八日付リハチヨフ宛書翰であって、この当時リハチヨフは箱館に滞在していた。内容は、「今日、ノヴゴロドよりの手紙を受けとった。海軍士官候補生として息子を採用してもらえとの由、感謝する。そして、暫くは日本にいてよいとの許可を得て有難い。一月から二月に長崎に行くので、その時には息子を乗船させたい」との趣旨である。しかし息子のアレキサンダー・シーボルトは、実際にはその後、在日イギリス公使館で勤務することとなる。

おわりに

僅か三週間ばかりの滞在であったが、ロシア国立海軍文書館の史料の蒐集のみごときには感心するばかりであった。我々はよく、フランスやイギリス、そしてアメリカの文書館の話をするし、また聞きもするが、全く別の歴史を経ながらも、このような文書館と収蔵史料内容が形成されている、という事実に関しては、我々は日本の公文書保存の歴史と対

照させつつ、真摯に学ぶ必要があるであろう。あと一つ学んだことは、往々に論議されている、「公文書館に私文書を受け入れるべきかどうか」という論議は無意味だ、ということである。リハチヨフ艦隊文書は、彼の個人文書第一六番フォンドが存在することにより、始めて生きてくる。公文書と私文書は、両者相俟って、ようやく歴史の全貌を示唆し始める。この意味においても海軍文書館の姿勢は極めて教訓的であった。今後とも、時間と能力の続く限り、ロシアの日本関係史料を調査していきたいものである。

〔注〕

(1) Ф. 240, on. 1, л. 3, н. 29, 36 о. 6. には「一八六〇年六月二十八日（恐らくロシア暦か）長崎」とのロシア語の書き込みのある米国長崎領事ウォルシュ宛フルベッキの手紙と長崎奉行の返書（オランダ語及び英語への翻訳）がある。おそらく、ピリレフの依頼をうけたウォルシュの長崎奉行宛ロシア軍用病院建設並びに艦船修理許可申請に対する奉行返答書（オランダ語）を、フルベッキが翻訳したものであろう。次に奉行返答を紹介する。

ロシア戦艦の士官・水兵の上陸並びに同戦艦修理に関する書翰を読んだ。居留地所の地取りと土地ならしに関する命令は発せられたが、作業は完了してはいない。もしすぐに滞在するというのであれば、そのことは考慮されるだろう。戦艦修理の件は希望に沿うことになるだろうし、その作業は長崎にある鑄物工場でなされることとなる。この件については、それにかかわっている責任者に命令が出されている。昨年四・五月に、日本人はコレラという疫病にかかり、それは当地に来た外国人からうつされたものだった。この疫病は日本全国を犯し、多くの日本人が、このために死亡した。したがって以下のことを通告した上で、許可証を与えてほしい。即ち、ロシア船からのどのような患者も、このような病気に犯されてはいず、もしも、そうであれば、残念ながら、その船は出

- 航しなければならず、しかも即刻に、碇泊地を与えられることなくそうしなければならぬ、ということ。何故ならば、我々は多くの人々の生命が危険に瀕したり、失なわれることを許すことは出来ないからだ。責任者にまずこう伝えてほしい。患者が上陸させられる以前に、医師が状態を検査するために、戦艦に派遣される、ということ。
- (2) ロシア語雑誌『モルスコイ・ズボルニク』一八六一年第一号、三七頁

- (3) 同右三九頁
- (4) 『幕末外国関係文書』第四五卷六〇〜六二頁参照のこと
- (5) 注(2)三八頁
- (6) φ. 240, on. 1, d. 3
- (7) φ. 240, on. 1, d. 3
- (8) φ. 240, on. 1, d. 3
- (9) φ. 240, on. 1, d. 30, r. 7
- (10) φ. 16, on. 1, d. 22
- (11) φ. 240, on. 1, d. 30, r. 41
- (12) φ. 240, on. 1, d. 30, r. 38
- (13) φ. 240, on. 1, d. 30, r. 24
- (14) φ. 240, on. 1, d. 30, r. 7
- (15) φ. 240, on. 1, d. 30, r. 3
- (16) φ. 240, on. 1, d. 30, r. 32
- (17) φ. 240, on. 1, d. 30, r. 19
- (18) φ. 240, on. 1, d. 30, r. 13
- (19) 英国公文書館(P. R. O.)の海軍省文書(ADM 115825)第四四八号文書には、長崎防衛に関し、一八六三年一〇月三日付ブラウン(在上海)のクーパー在日英国艦隊司令官宛書翰があり、そこには、「長崎という場所はワナのようになっており、極めて狭い入り口から脱出しようとする船は、両側の強力な砲台網のため、むち打ち刑罰の中で走りぬけねばならない」とのことだが」との問い合せがあり、クーパーも、一月一四日の返事の中で、「長崎についていえば、戦争が開始した際は、この場所は、

とてつもなく強力な軍事力無しには維持しえない。ふた心のある敵の側に多数の砲台が残っている限り、少数部隊の同地への駐屯は、突然の攻撃や奇襲の危険にさらされることになるだろう」と述べている。更にクーパーは、英国政府よりの質問に一八六四年二月二日付の書翰(ADM 115876, No. 44)で回答しており、「長崎は放棄しなければならぬ。周囲の土地がそのようなので、私の意見では、同地を確保するには極めて強力な陸上部隊が必要だ。船の数が如何に多かろうと、その狭い港湾においては役に立たない。その港は高地と多くの砲台にとりかこまれているのだ」と述べている。鹿児島島の砲台網に関しても、島津斉彬はオランダ士官にその有効性如何を問い合せているのであり、今後とも、幕末期の砲台網の軍事的意味と機能に関しては、注意を払う必要があるだろう。

- (20) φ. 240, on. 1, d. 30, r. 44
- (21) φ. 240, on. 1, d. 30, r. 42
- (22) φ. 240, on. 1, d. 30, r. 46-4706.
- (23) 日独文化協会発行『第一回独逸日本滞在記』(刀江書院、一九四〇年四月刊)二五八頁
- (24) φ. 240, on. 1, d. 30, r. 45
- (25) φ. 240, on. 1, d. 30, r. 37-38

左に全文を示す。

東シベリア総督
ムラヴィيوف伯爵閣下
謹啓

私は、閣下がロシア皇帝陛下の全権使節として、最近締結された条約批准書交換のため、北京の宮殿に赴かれたこと、そして、恐らく、この同じ使節団の長として、やがて日本の首都である江戸に向うだろう、というニュースを深い関心をもって聞いたところです。

私は取り急ぎ、科学的関心のためと同時にオランダ貿易会社(Nederlandsche Handel-Maatschappij)派遣団の一員として来日して以来一ヶ月にしかならぬことを、閣下に申し上げなければなりません。ところで、私は閣下に再びお目にかかって内密のお話を申し上げたいの

です。その話というのは、アムール地域と蘭領東インドとの間の直接的通商関係の樹立についてであり、シベリア並びにロシア領辺境アジアに、我々の植民地生産物であるコーヒー、砂糖、香辛料、医薬品、アラック酒、インディゴ、米、錫等、一言でいえば、その本国より離れた広大な閣下の支配地域にとつて必要不可欠な、東インド植民地で生産された食糧と諸生産物を供給することについてです。日本が開港したことは、同一性格の計画に有利に作用するでしょうが、植民地を所有している他の総ての国々は、ここで言及したような生産物に関し、その価格であれ、その品質であれ、インドの真珠ともいべきジャワを領有している我々と競争することは不可能でしょう。私は閣下が、サンクト・ペテルブルグにおいて既に申し上げた私の考え、——それは閣下のねばり強さとエネルギーのおかげで平和的に征服されたアムール地域の重要性について閣下に申し上げた時から私を勇気づけてくれる考えなのですが——に賛成して下さるだろうことに、疑念をいだいてはおりません。

もしも、私の手紙を、まだ神奈川か江戸において御受けとりになられましたならば、長崎に迄閣下の航海を続けようと思はれる上で、この手紙が効果を發揮するよう期待しております。実際に、外国貿易の中心となつてゐる、この日本の古い港を御覧になり探査されることは、重要でもあり有用でもあることでしょう。そして閣下は、私が非常に経験に豊み、完全にロシア皇帝陛下政府に献身的なる案内者であることを、御認めになることと存じます。

しかしながら、閣下に再会する光栄に浴さずにはヨーロッパには戻らないつもりです。そして閣下は、ロシア領アジアを経由してヨーロッパに戻ることに關し私が皇帝陛下政府に御願ひする件について、閣下は御力を御貸し下さることと存じます。

閣下の御健康並びに私が御願ひしていることへの閣下の御厚情の印として、数語なりとも御返事を頂戴出来ることを期待しております。

頓首敬白

ヨンクヘール・Ph・F・ドゥ・シーボルト

日本の長崎にて

(26) 一八五九年九月四日
Φ. 240, op. 1, p. 30, r. 39-40

左に全文を示す。

東シベリア総督

ムラヴィイヨフ伯爵閣下

謹啓

去る九月の始め、私が日本に到着した際、フリゲート艦アスコルド号艦長を介し、閣下に向て差出した手紙が御手許に届き、その手紙が、閣下の御記憶に私をよみがえらせたばかりではなく、同時に、閣下の政府によつて開始された露日関係の成功に、私が関心をいだき続けているという新たな印をも御示ししたのではないだろうか、と私は期待しております。

とりわけ、サハリン島をロシア帝国に併合することに関する政治的通商的重要性は量り知れません。故クルーゼンシュテルン提督の望んだアニワ湾での植民地建設は実現間近です。サハリン島占拠により、ロシアは大洋の北半球において重要な場が創出されたことを知りました。更にもう一步南に向つて前進するならば、ロシアは日本帝国の庇護者となることとでしょう。エネルギーにみちあふれる賢明なる閣下により、シベリアの東部辺境の地にその基礎を握えられた新帝国の植民地化と文明化という利益のため、私は前回(五九年九月四日付)の手紙で述べさせていただいた我々の計画に戻り、再び閣下の注意を、日本において、私の協力のもと、都合よく実現されたオランダ貿易会社 (Handel-Maatschappij) の設立の件に向けていただきたく存じます。東インドの全商業に君臨する、しっかりとたくましいこの会社は、アムール地域の通商を發展させるのに貢献することが出来、東部シベリアに蘭領東インドの総ての生産物を供給することが出来るでしょう。いかなる他の通商国民も、より早く、より安く、より良質なものを供給することは不可能なのです。

もしも、私の計画が閣下に嘉納されたならば、私はとり急ぎ、オランダ貿易会社と東シベリア政府との間の通商関係樹立に關する概要を御示しするつもりです。

ところで、閣下の御注意を、長崎でのロシア副領事任命の件に御向け
いただきたいのです。私は、ボードウィン氏が副領事に任命されるよう、
敢て御提案申し上げます。同人は、日本での貿易会社代理人であり、会
社商店長なのです。とても正直で通商政略の達人です。

私が実際の顧問であり助言者である貿易会社の代理人がロシアの長
崎副領事に任命されることにより、閣下の政府は、ロシア艦船にとつて
のあらゆる支援を確保することが出来、援助金という形で、長崎を訪問
するロシア国臣民への物資や、あるいは箱館乃至他の土地で彼等が必要
としている物資を確保することが出来るのです。他方、豊かで力強いこ
の会社は、購入というよりはただのようないはからいをしてくれるの
です。

閣下の政府は、東シベリアの通商の利害において積極的な協力を確保
できるでしょう。私の側からは、閣下が我が友ボードウィン氏を副領事
に任命して下さいよう御願いしたいのです。

ヨシキール・Ph・F・ドゥ・シーボルト

頓首敬白

長崎、一八六〇年三月二日

(27) Ph. 240, on. 1, r. 3, p. 10-11. 06.

左に全文を示す。

中国日本海域ロシア帝国艦隊

司令長官 I・リハチヨフ殿

謹啓

私は、貴下を艦上に訪問した際、中国及び日本海域に配置されたロシ
ア帝国艦隊にとつては、ロシアと隣接するこの帝国の風習・習慣・制度・
法律に關し一定の知識をもつ日本語通訳を自由に使えるようにしておく
ことが重要だと貴下に御話ししました。

日本の諸港が通商のため開港されたこと、及び文明世界とのとだえる
ことのない關係が存在するということは、この知的な国民の科学と芸術
上での進歩に対し多大の貢献をなすことでしょう。自国を守り軍事的獨
立を維持させなければならないという必要性は、軍事的で且つ偉大な歴
史を賦与されているこの国の陸海軍科学を急速に発展させることでしよ

う。そして、ロシア人は、日本においては非常に尊敬されているので、
ロシアの利益はまた、他の海軍強国のそれよりも配慮されることではし
ょう。日本では、ロシアとの政治的關係とロシア政府の高貴で公平なる行
動は、他の諸國については、特にその中でもイギリスが警戒されている
中において、高く評価されているのです。中国との戦争は、將軍（世俗
の皇帝）の側に多大の不安をよびおこしました。そして、敵對關係が生
じた場合には、日本人はロシア皇帝陛下の平和的介入を当てにしている
のです。

他方、ロシアの側においても、最も離れた辺境の地において、いざと
いう時には非武装の二千六百万人以上の人口を武装化させ訓練する極め
て強力な同盟國を将来に有することになるのです。

このことこそが、ロシア帝国海軍が、日本語と日本事情に通暁した士
官を有する有効性並びに必要性を主張するその根拠となるのです。

それ故に、私は貴下の注意を私の息子アレキサンダーに敢て向けさせ
たのです。彼は一五歳ですが、私は同人を、日本の言語の勉強にうちこ
ませることを主たる目標として、この國に連れてきたのです。現在彼は
日常言語に一定程度到達しておりますが、私は、数年後は、彼がこの國
の言語を完全にわがものにするだろうことを期待しています。

そして、明白な証拠を与えてきた私のロシアに対する献身なるものは、
私をして、息子をロシア帝国海軍に入れさせようと努力するまでにして
おりますので、貴下の力強いお力添えによつて、私の望みを叶えさせて
いただけますよう、御願いたしたいのです。

とは申しましたが、日本文字と中国文字の混合のため極めて難解な言
語である日本語を理解するためには、日常言語はとても上手に話せるよ
うになつているとはいえ、あと数年間、日本についての勉強を継続する
ため、當國に留まっていることは、息子にとって必要不可欠なことなの
です。

それ故に、息子のアレキサンダーが、ロシア帝国海軍に生徒（Cadet
Volontaire）として採用されたとしても、もし出来ることならば、特に日
本の港に碇泊する艦船に搭乗して、海軍科学を始められるよう、貴下に

謹んで御願ひしたいのです。となれば、本人の日本勉強を監督できるよう、私とその港にいることとなるでしょう。

生徒 (Cadet Volontaire) 指名を待ちながら、私の息子は、日本語や他の言語、そして教養としての諸科学を続けるべく、私の許に留まっています。

貴下は、私の原則的立場並びにロシアへの親近感に導かれたこの決心を、よしとされるだろうことに、私は疑念をいだいてはおりません。そして、もし、コンスタンチン大公殿下に、私の望みを貴下によって取りついでいただくことが出来ましたならば、大公殿下は私に対し、息子の任命と保護という御厚意を私に御与えになることに躊躇なさらないことでしょう。

ヨンクヘール・Ph・F・フォン・シーボルト

長崎近傍の鳴瀧邸にて

一八六〇年一月二三日

(28) Ph. 240, on J. r. 30, r. 48-48.06.

左に全文を示す。

中国日本海域ロシア帝国艦隊

司令長官イ・リハチヨフ殿

謹啓

貴下の八月一三日付ノヴゴロド港発書翰は、長崎よりの陸路での通常郵便によって届けられ、ようやく本日落掌いたしました。

息子のアレクサンダーが、海軍士官候補生に昇進出来る権利をもって、生徒 (élève volontaire) としてロシア帝国海軍に受け入れられるよう、また私が望んでいたとおりに、暫くの期間は、本人は日本に滞在出来るように、とロシア皇帝陛下が御命じになって下さった御厚意に、私は心より御礼を申し上げます。息子が、特に、この日本帝国の諸港に屢々寄港し、または碇泊する艦船に勤務するよう命じられたことは、私にとつての慰めとなります。

皇帝陛下のこのような御厚意に対し、最大の敬意をこめた私の感謝の念を、陛下に御伝え下さるよう、司令長官殿に御願ひ申し上げます。こ

のことについては、私は引き続き、二つの世界と境を接するロシア帝国の科学的政治的利益のため献身するにふさわしくなるように努める所存です。

幼い時から高貴な感情と道徳的な行動を身につけた私の息子に関して申せば、本人は帝国海軍に勤務する名譽にふさわしくふるまうだろうことに、私は少しの疑念も懐いてはおりません。僭越ながら、本人の上司であり恩人である司令長官殿のもとに本人を庇護して下さるよう御願ひ致します。同時に、貴下がその父の軌跡と性向を継ぐ経歴を息子にたどってほしいとの父親としての願いを叶えて下さった御厚情に対し、衷心からの謝意を表明することを、私に御許し下さい。

息子が勤務を開始するため乗船する時期については、一月か二月、長崎にて、と考えております。その時、私は暫く同地に戻ろうと思っております。

ヨンクヘール・Ph・F・ドウ・シーボルト

江戸赤羽根接遇所にて

一八六一年九月二八日

頓首敬白